

現在、社会保険労務士総合研究機構では、2017年11月に完成した『社会保険労務士とCSR』研究プロジェクト報告書の提言（本誌平成30年1月号40頁参照）を基に「社労士による労働CSR推進プロジェクト」を立ち上げ、労働CSRに関する社労士への啓発や、日常業務への組み込みのための具体的な方策の検討等を行っております。

4月号では、日本ILO協議会 熊谷謙一氏より、昨今のCSRの動向とその労働分野における進展、5月号では、(株)国際社会経済研究所顧問 鈴木均氏より、中小企業におけるCSR戦略の立案に関するガイダンスを解説いただきました。

今月号では、本プロジェクトのリーダーである立命館大学衣笠総合研究機構教授 吾郷眞一氏より、本プロジェクトにおける具体的な検討内容と今後の展望について解説いただきます。

社労士と労働CSR—その実践

立命館大学衣笠総合研究機構教授
吾郷 眞一



昨年11月1日に、それまでの2年以上に渡る共同研究の成果として「社会保険労務士とCSR」を社労士総研の研究プロジェクト報告書（本年1月号の月刊社労士で紹介）としてまとめ上げました。そこで言われたのは、労働CSRというものが、法に準じるものであり、それを推進することは社労士の業務であることと同時に、それはSDGs（持続可能な開発目標）その他の国際的な目標（国際的公共利益）を国内的に実施に移すといういわば国際公益実現を意味していることの認識であるということでした。また、5項目からなる提言を最後に掲げたその報告書の総括は「労働CSR自体は発展途上にあり、かつ時間とともに変化するもので、継続したフォローアップ（review）が必要である。簡単にCSRというものを軸にして活動するといっても、ダイナミックな性質を持つ労働CSRは常に検証され続けなくてはならない。実務上の提言を実行に移すためには、今回の研究が到達点ではなく、分析のさらなる精緻化が要求されるものと思われる」と結ばれています。何か具体的なことが行われなければいけないのであって、その道筋をつけるために第2弾が講じられました。

今年1月に立ち上がり、すでに2回の研究会をもった第2段階としての「社労士による労働CSR推進プロジェクト」は、昨年の報告書のフォローアップを遂行するもので、50周年を迎える社労士会がその活動の新たな柱の一つとして次の50年を目指していく上で、明快な行動指針を作る目的で作業をしています。というのは、第1段階での研究成果で確認された「労働CSR推進は、社労士に課せられた業務」であるという事実を実践していく上で、明確な形で

の指針が必要だからです。そこで、私たちは（1）社労士・経営者などへの労働CSRに関する啓発、（2）社労士の日常業務への組み込み、（3）その他、研究報告書の内容に基づき、未来志向の社労士業務についての検討を行う、という柱を立て、その具体的な指針立案を開始したところです。

まず第1の啓発の柱についての作業としては、本誌を利用して労働CSRの重要性を明らかにしていく方法を探りたいと思います。社労士の方々に、労働CSRを推進することがご自分の業務の一部であるという認識を持っていただくためです。法でもないものについて推進していく意味はどこにあるのか、意味があるとして、では推進していくものは何なのか、その方法は？といった疑問に答えることができる、きわめて実践的なガイドラインが求められます。

すでに、1月号と5月号では、アジア生産性機構（APO）が昨年11月のコロンボで行った「中小企業におけるCSR」国際ワークショップを、熊谷委員と鈴木（均）委員によって紹介していただくことにより、労働CSRを普及するというのは、こういうことだというイメージを持っていただこうと思っています。もちろん、このようなセミナーの開催はその一つの方法です。それ以外にもいくつも方法がありうるのですが、どの場合であっても利用できる基本的な「労働CSR活用の手引き」のようなガイダンス資料の作成と配布がなされなくてはなりません。これは、当「社労士による労働CSR推進プロジェクト」が、これから年末にかけてやっていかなければいけない重要な作業です。第1弾の「社会保険労務士とCSR」プロジェクトで作成した最終報告書にはすで

に、相当なレベルで実践への手引き的なものも入っていますが、それをもっとわかりやすく、比較的短く、座右の参考書として常に携帯していただけるようなハンディーなものを考えています。その表紙には、労働CSRを象徴するような図案を描き、それをA4一枚もののビラとしても活用できるようにしたら良いかもしれません。

ガイダンス資料は、ただ作って配布するだけではなかなか浸透しないので、都道府県の各社会保険労務士会の協力を得て、全国の個々の社労士の方々に直接に話しかける努力をしないとダメと考えています。

第2の柱、具体的施策の部ですが、これから長期的に労働CSRに関する研修プログラムを作ることを検討し、実施していく道筋を立てなくてはなりません。上の第1の柱の最後で述べたように、一片の資料やパンフレットでは十分に労働CSR導入の重要性が浸透するとは思えません。定期的に行われる研修を考えるべきだと思います。カリキュラムの策定、必要時間数、修了試験、称号の付与等について検討し、社労士50周年記念式典の際、あるいは直後に内容を月刊社労士などで周知し、2019年早々にでも最初の研究プログラムを遂行していく、というようなことができればと考えております。

同時に、本プロジェクトでは好事例集（ベストプラクティス）の作成も視野に入れています。労働CSR基準は多彩な内容を持ちますし、流動的でもあり、法令のように考えるのは間違いですから、労働CSRとはこれとこれです、という言い方をすることがなかなか難しい場合があります。そういう場合にこそ、好事例集が役に立ちます。あの企業はこうにして労働CSRを取り入れている、こちらの企業の場合は他の企業では見られない取り組みがある、企業によっては、それとは知らずに採用している方針が結果的に労働CSRの実践になっているという場合もあり得る、ということを知ることが大切です。ちょうど法学部の学生が六法を暗記するだけでは良い答案を書くことができず、多くの判例を勉強し、法が具体的な状況に適用される態様を把握しなくてはならないのと同じだと言えます。本プロジェクトでは現在、社労士委員が中心となって好事例集のプロトタイプ作成にかかっているところです。8月号を

目標に、好事例集の一例（または複数例）を提示し、さらに推敲して良いものを作り上げていく予定です。

未来志向の社労士業務についての検討を行う、という3つめの柱ですが、今年度内にどこまでできるかは不明なところもあるものの、第1段階の研究プロジェクトが提言した課題の中には、まだまだやり残したものがたくさんありますので鋭意進めていかなくてはなりません。幸い、提言の一つであった「全国社会保険労務士会連合会としてグローバルコンパクトに加盟する」は、本年（2018年）4月1日に実現しました。これは二重に喜ばしいことです。というのは、国連と協約を結ぶことにより社労士による労働CSR推進活動に弾みがつきますし、同時に、何と言ってもそれは社労士という士業が自らCSRを実践するということを宣言したという内に向けての決意も表れているからです。他人に助言するには、まず自分の身を引き締めなければいけません。

提言に言われているもので重要なものの一つが経営労務診断や労働条件審査の際に労働CSRを取り入れることです。東京オリンピック組織委員会がILOとの間に合意書を交わしたことから分かるように、そのためのお膳立てはタイミング良くでき上がっています。この際、社労士がすでにやっけてきていることに、ILO基準を取り込まなくてははいけません。公契約の場合には、強制力がありますから基準の適用を確保しやすいですが、そうでない場合（任意の経営労務診断）であっても、やり方によっては効果が出ます。そのためにも先ほどの好事例集は良いツールになるかもしれません。その集め方、集まり方次第では表彰制度を設けることも可能で、それによって労働CSRを取り込むインセンティブを企業に与えることができるでしょう。

まだまだ本プロジェクトに期待されるものは大きいと言えます。



〔参考〕
「社会保険労務士とCSR」研究プロジェクト報告書は連合会ホームページの社労士総研ページに掲載しています。

Profile 吾郷 眞一

東京大学法学部卒業。東京大学大学院、ジュネーブ大学大学院修了（博士）。埼玉大学、ILO（国際労働機関）、九州大学を経て、現在立命館大学衣笠総合研究機構教授。専攻は国際労働法、国際法。アジア開発銀行行政裁判所裁判官、ILO条約勧告適用専門家委員会委員。著書に『国際経済社会法』（2005年・三省堂）、『労働CSR入門』（2007年・講談社現代新書）など。

第1回 社労士社会政策研究会 開催のご案内

当連合会では、全国の提携大学院*の修了生を対象に、研究成果の発表・共有の場として、「提携大学院修了生等交流会」を平成26・28年度の過去2回開催したところですが、今般、この「提携大学院修了生等交流会」を発展的に解消し、**全会員を対象とする「社労士社会政策研究会」**を開催することといたしました。

本研究会は、「労働法制・労務管理」「年金・社会保障」及びこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的としています。

前述の通り、本研究会は、**社労士であればどなたでも参加が可能**ですので、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

1 主 催 全国社会保険労務士会連合会

2 参加対象者 全会員

3 日 程 平成30年10月4日(木) 13:00~19:30

第1部（基調講演・研究成果発表）13:00~16:25

第2部（分科会）16:35~17:45

第3部（意見交換会＜懇親会＞）18:00~19:30

4 会 場 (1) 第1部・第2部
TKPガーデンシティ御茶ノ水
東京都千代田区神田駿河台3丁目11-1
三井住友海上駿河台新館内

(2) 第3部
明治大学紫紺館
東京都千代田区神田小川町3-22-14

5 参 加 費 第1部・第2部 無料
第3部 5,000円

※第3部のみの参加はできません。

6 定 員 110名（先着順）

7 申込期間**平成30年8月1日(水) 10:00 ~ 8月31日(金) 17:00**

※申込数が定員に達した場合、申込期間内であっても受付を終了します。

8 申込方法等

連合会ホームページの会員専用ページよりお申込みください。

なお、分科会については、①か②いずれかを選択いただきます。（「**9**プログラム」参照）**9 プログラム**

時 間	内 容
12:30~	【開 場】
13:00~16:25	【第1部】 (1) 開会挨拶 全国社会保険労務士会連合会 会長 大西健造 (2) 基調講演 「労働CSRと社労士」 立命館大学衣笠総合研究機構 教授 吾郷眞一 (3) 研究成果発表 提携大学院修了生2名 テーマ：未定 (4) 研究助成制度に関する説明 社会保険労務士総合研究機構 所長 村田毅之
16:25~16:35	【第2部の会場へ移動】
16:35~17:45	【第2部】 分科会 ① 『「働き方改革」における社労士の取り組みについて ～長時間労働是正の観点から～』 報告者：八木裕之（大阪会） 進行兼コメンテーター：飯野正明（東京会）、沼田博子（大阪会） <報告要旨> 人事管理に必要な視点は、リスクの回避と生産性の向上である。かつて労働時間の問題は、未払い残業代や、労災となった場合の企業責任の側面から注目されてきたが、今日においてはそれに加えて労働力確保のための不可欠な条件整備としての関心が高まっている。

17:45~18:00	「長時間労働の是正」は、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」、「女性・若者が活躍しやすい環境整備」、「高齢者の就業促進」といった他の検討テーマとの関連性も深く、まさに「働き方改革」の中心領域である。企業の生産性の向上を図りながら労働時間を短縮するには、より効率の良い働き方が求められるが、単に制度の導入で解決できる問題ではなく、働き方に対する意識・考え方にまで踏み込んだ「改革」をしなければ、問題の本質的な解決には結びつかない。社労士としてどのような関与が考えられるのか、問題提起を行いたい。 ②「高齢期の就労と年金～65歳以降の在職老齢年金と繰下げの観点から～」 報告者：長崎明子（東京会） 進行兼コメンテーター：原佳奈子（東京会） コメンテーター：百瀬優（流通経済大学経済学部准教授） <報告要旨> 65歳以上を一律に「高齢者」と見る一般的な傾向はもはや現実的ではなくなりつつあり、70歳やそれ以降でも、意欲・能力に応じた力を発揮できる時代が到来する。それに伴う社会的課題に対応し、全ての世代が満ち足りた人生を送ることのできる環境の整備を目的として、2018年2月16日に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。 この大綱では、「就業・所得」の分野における施策の一つとして、「公的年金制度の安定的運営」が掲げられている。年金の受給開始時期は、現在、60歳から70歳までの間で個人が自由に選べる仕組みだが、このうち、繰下げ制度の周知に積極的に取り組むとともに、70歳以降の受給開始を選択可能とするなど、制度改善に向けた検討を行うことが明記されている。また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進めるとされている。 今回の研究会では、以前から議論がなされているこれらのテーマに沿って、65歳以降の高齢期の就労と年金制度の在り方について取り上げ、問題提起を行いたい。 【第3部の会場（明治大学紫紺館）へ移動】
18:00~19:30	【第3部】 意見交換会（懇親会）

【問い合わせ先】

全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構
TEL 03-6225-4870

*全国の提携大学院

連合会：明治大学大学院、中部地域協議会：名城大学大学院、近畿地域協議会：関西大学大学院

北海道会：札幌大学大学院（廃止）・北海学園大学大学院、青森会：青森中央学院大学大学院・弘前大学大学院

香川会：香川大学大学院、福岡会：九州大学大学院、鹿児島会：鹿児島大学大学院

明治大学大学院経営学研究科

(経営労務プログラム) 募集のご案内(予告)

平成20年度より、明治大学大学院経営学研究科に経営労務プログラムが開設され、連合会より、同プログラムに社会保険労務士を推薦することとしております。

同プログラムへの推薦により、これまでに96名の社労士が明治大学大学院に入学し、修了した方にはMBA(経営学修士)が授与されています。

つきましては、平成31年度入試におきましても募集を行う予定ですので、確定している募集要項についてご案内いたします。

募集要項(要約)

1. 応募要件

以下の3つの要件すべてを満たす場合、応募することができます。

- (1) 社会保険労務士として登録して3年を経過していること。
- (2) 3年以上の実務経験(※1)を有する者、またはそれと同等以上の経験(※2)を有する者であること。

(※1)「実務経験」とは、次のいずれかをいう。

- ① 開業社会保険労務士または社会保険労務士法人の社員として、顧問先事業所における人事労務管理の実務を行っているか、または行っていたことがあること。
- ② 社会保険労務士事務所または社会保険労務士法人の勤務社会保険労務士として顧問先事業所における人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること。
- ③ 勤務社会保険労務士として、勤務先企業の人事労務管理の実務を担当しているか、または担当したことがあること。

(※2)「それと同等以上の経験」とは、所属の都道府県社会保険労務士会会長に自己の業務内容等を記載した職務経歴書を提出し、(※1)と同等以上と認められた場合をいう。

- (3) 明治大学大学院に入学する時点で、22歳以上であること。

2. 募集期間

平成30年7月下旬～9月末予定(6月下旬に連合会ホームページの会員専用ページ及び本誌7月号でご案内予定)

3. 提出書類

(1) 職務経歴書

- ① 所定の様式を使用してください。
- ② 所定の様式は、連合会ホームページの会員専用ページ お知らせ「明治大学大学院経営学研究科(経営労務プログラム)募集及び入試説明会開催のご案内」(6月下旬予定)よりダウンロードできます。
なお、A4判でプリントアウトし、提出してください。

(2) 課題レポート

テーマ 6月下旬に連合会ホームページの会員専用ページ及び本誌7月号でご案内予定

- ①文字数 : 3,000字程度(2,700字～3,300字)

※句読点は文字数にカウントしてください。

※参考文献は必ず明記してください。なお、文末に参考文献を列記する場合、文字数のカウント外としてください(文末に文字数を明記してください)。

- ②提出形式 : パソコンで作成し、A4判横書でプリントアウトし、提出してください。

- ③その他 : レポートは、1行目に所属会及び氏名、2行目に選択したテーマ、その後1行あけて、4行目から本文を書き始めてください。

4. 書類提出先

所属の都道府県社会保険労務士会

5. 提出方法

- (1) 所属の都道府県社会保険労務士会に持参
各都道府県社会保険労務士会の業務時間内に持参してください。
 - (2) 所属の都道府県社会保険労務士会に郵送
特定記録郵便もしくは簡易書留扱いで郵送してください。
- ※提出書類に不備があった場合は受け付けられません。

6. 連合会における推薦者の決定

- (1) 都道府県社会保険労務士会会長の推薦に基づき、連合会に設置された推薦委員会において、提出された課題レポートを審査のうえ決定されます。
- (2) 推薦に関する結果は、連合会から直接応募者に通知します。
- (3) 推薦者の決定に関する照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

※連合会において推薦が決定した場合、別途、明治大学大学院に出願していただくこととなりますが、出願期間や合格者の決定についての情報は、6月下旬に連合会ホームページの会員専用ページ及び本誌7月号でご案内予定です。

入試説明会のご案内

明治大学大学院経営学研究科並びに連合会では、下記の日程で入試説明会を開催いたします。

①明治大学大学院主催

日時：7月12日（木）18：00～19：30
会場：明治大学グローバルフロント2F 4021教室
東京都千代田区神田駿河台1-1

- ・連合会より、経営労務プログラムに現役社会保険労務士を推薦する目的を説明いたします。
- ・人事労務系の教員が、大学院とはどういうところか、社会保険労務士に何を期待しているかを語ります。
- ・経営労務プログラム修了生が、研究指導を受けたときの思い出、修士論文を書いたときの感想等を語ります。
- ・明治大学大学院事務室職員が、経営学研究科の入試制度、入試全体の事務手続き、入学後の経営労務プログラムの履修方法等を説明いたします。

②連合会主催

日時：7月25日（水）18：30～20：00
会場：全国社会保険労務士会連合会 社労士会館8F 第2会議室
東京都中央区日本橋本石町3-2-12

- ・修了生が、大学院での研究生活、また終了後の社労士業務への効果などについてお話しし、参加者からの質問にお答えします。

入試説明会申込方法

- 入試説明会に参加ご希望の方は、連合会ホームページより参加申込書をダウンロードいただき、FAXにてお申し込みください（連合会ホームページ→会員専用ページ→お知らせ「明治大学大学院経営学研究科（経営労務プログラム）募集及び入試説明会開催のご案内」）。

※申込締切：【明治大学大学院主催】平成30年7月6日（金）必着 【連合会主催】平成30年7月20日（金）必着

問い合わせ先 全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 TEL 03-6225-4870

よくある質問（FAQ）



Q 仕事が忙しいため、2年間で卒業単位を取得した上で、卒論を書きあげる自信がありません。必ず2年間で修了しなければいけないのでしょうか。



A 必ずしも2年間で修了する必要はありません。最大で4年間在籍可能です。過去のケースでは、入学当初から3年計画で入学された方もいらっしゃいました。ご自身の状況に応じて柔軟な学び方が可能です。



Q 大学を卒業してからかなりの年数が経過しているため、講義についていけないのが不安です。大学院の授業を体感できる方法などありますか。



A 正式に入学する前に、「科目等履修生制度」を利用し、大学院で開設されている授業科目のうち、所定の科目のみを履修し、一定の単位を修得することが可能です（学士の学位を有する方のみ）。また、本制度で習得した単位は、大学院入学後に「単位認定申請」することにより、大学院卒業に必要な単位として認定されるため、事前に授業の雰囲気等を体感し、不安を払拭した上でチャレンジされる方もいらっしゃいます。詳細につきましては、明治大学大学院経営学研究科までお問合せください。



Q 大学在学時、卒論を書いた経験がありません。そのような方をサポートしていただける制度はありますか。



A 本プログラムでは、研究活動をサポートするための**教育補助講師**（次頁参照）が置かれ、自学・自習のための支援や論文執筆に関わる助言を行います。不安を払拭しながら研究に臨める体制が整えられています。

社労士院生の研究活動に対するサポート体制

—教育補助講師による研究支援体制—

【入試説明会における明治大学大学院経営学研究科資料より抜粋】

経営学研究科に入学した現役社労士は、2年間の研究活動を通じて修士論文または課題研究レポートをまとめて提出しなければなりません。実務志向の考え方を学術研究志向に転換させるのは、誰でも大変に辛いことです。経営労務プログラムは、修士論文を作成する過程において現役社労士が直面する困難を想定し社労士の研究活動をサポートするための教育補助講師体制を整えています。

1. 授業補助
2. 教材作成
3. 授業のフォローアップ

担当教員の指示に従って、授業のフォローアップを行います。このフォローアップとは、やむをえない事情で授業を欠席した院生に対し、教材を配布したり、授業の概要と要点について解説したり、また、必要な場合には、必読すべき文献を紹介します。

4. 学習への支援・指導

担当教員の指示に従って、院生個人の自学・自習に対する支援と指導を行います。この場合の“支援”とは、書誌の利用法、文献検索法、図書館活用法、研究に必要な文献収集、情報収集に関わるものを指しています。また、この場合の“指導”とは、修士論文執筆に必要な「執筆要領」に関わる助言、場合によっては、修士論文作成上の注意などを指しています。

〈科目等履修生制度・教育補助講師等に関する問い合わせ先〉

明治大学大学院経営学研究科

東京都千代田区神田駿河台1-1 TEL: 03-3296-4705

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2017年12月1日午後4時～2018年12月1日午後4時

毎月中途加入可、毎月25日必着（25日が土日・祝日の場合、前営業日）

補償期間は締切日の翌月1日午後4時～2018年12月1日午後4時

ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）** 広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とする社会保険労務士賠償責任保険です。詳細は、ご加入後に加入者証とともに送付いたします保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>
社労士専用ページログインID: 2015sr パスワード: 4873hoken

第4回「公的年金制度及びその周辺知識に関する研修」開催のご案内

社会保険労務士総合研究機構では、本年度も「公的年金制度及びその周辺知識に関する研修（理論編・実践編）」を開催することとなりました。この研修は、年金制度の専門家として制度内容に精通していることを大前提として、これまであまり共通認識としてこなかった年金制度の現状・課題や制度理念・意義・役割といったマクロ的・総論的な内容について再認識し、今後ますます必要となる個人への将来生活設計・老後所得保障に関するアドバイスや経営コンサルティングの一要素となっている企業年金制度とそれに付随する従業員教育などに対応できるよう、それらを「公的年金の周辺知識」として位置付け習得することで、社労士の業務の幅をさらに広めることを目指すものです。本号では、まず座学を中心とした「理論編」の開催についてご案内いたします。

なお、グループワークを中心とした「実践編」につきましては、平成31年2月8日（金）～10日（日）の開催を予定しており、「理論編」・「実践編」とも修了された方には、連合会より「高度年金・将来設計コンサルタント（登録商標第5933395号）」の称号が付与されます。「実践編」は「理論編」修了者のみが受講可能となりますので、ぜひこの機会に受講いただきますようお願い申し上げます。

〈目 的〉

- （1）年金に関する業務を行う際の前提として、公的年金制度の現状と課題を踏まえ、その理念・意義・役割等について改めて確認し、十分に理解するとともに年金関連の正確な情報を広く発信するため、一般の方にわかりやすく伝える技能の向上を図る
- （2）壮年・中年期を対象とした「ライフプラン」設計及び定年後の「リタイアメントプラン」設計や、企業を対象とした「企業年金」等の導入から継続支援・従業員教育までアドバイス可能な「付加価値能力」について、講義のほか演習等を活用し向上を図る

〈日 時〉

平成30年10月12日（金）～14日（日）、
26日（金）～28日（日）の計6日間

〈会 場〉

東京都内

〈受講料〉

60,000円（税込、教材費含む）

※宿泊先等は、各自で手配いただきますようお願い申し上げます。

過去の研修の様子は、以下の各号に掲載しています。

〈第1回〉理論編：2015年12月号 実践編：2016年5月号

〈第2回〉理論編：2016年12月号 実践編：2017年4月号

〈第3回〉理論編：2017年12月号 実践編：2018年4月号

〈受講科目〉（理論編）

科目	内容
公的年金総論	公的年金制度の現状と課題
	公的年金制度の意義・理念の確認と高度な年金知識の必要性
	公的年金制度への不信や誤解をとくために
企業年金制度等	企業年金等の現状と課題
	企業年金等の種類と確定給付企業年金制度について
	確定拠出年金制度（企業型・個人型）について
	資産運用の考え方と従業員教育
ライフプランニング	ファイナンシャルプランニングを行うための倫理と個人情報
	60歳までのライフプランについて
	主なライフイベントと必要資金（教育資金・住宅資金）
	リスクと保険
リタイアメントプランニング	60歳までのCF表作成
	リタイアメントプランとは
	60歳以降のプランニング
	老後の必要資金
	老後資金準備に適した金融商品知識
	介護保険と介護費用
	成年後見制度
	60歳以降のCF表の作成

申込方法等の詳細につきましては、本誌7月号以降でご案内いたします。

【お問い合わせ先】 全国社会保険労務士会連合会 社会保険労務士総合研究機構 TEL:03-6225-4870